様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年10月14日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃさむらい  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ＳＡＭＵＲＡＩ  （ふりがな）はだ　ごりゅう  （法人の場合）代表者の氏名 羽田　吾立  住所　〒105-0001  東京都 港区 虎ノ門１丁目３番１号　東京虎ノ門グローバルスクエア１７階  法人番号　3011001104620  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み  ②　ミッション | | 公表日 | ①　2023年 8月15日  ②　2023年 8月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社ホームページにて掲載  　https://www.sejuku.net/corp/dx  　DX戦略  ②　自社ホームページにて掲載  　https://www.sejuku.net/corp/mission  　ミッション | | 記載内容抜粋 | ①　質の高いIT教育を通して、多くの人や組織が成長し続けられる循環型プラットフォームを形成していくために、必要なデジタルツールとデータを活用し、AIも積極的に取り入れて事業を加速させていきます。  ②　質の高いIT教育を、すべての人に  私たちは、すべての人がテクノロジーを活用し、未来を切り拓ける世界を実現します。そのために、年齢、環境、価値観などの枠を超えて、ひとりひとりに寄り添った質の高いIT教育を提供します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会で承認された方針に基づき作成された内容として自社ホームページに掲載している事項です。  ②　取締役会で承認された方針に基づき作成された内容として自社ホームページに掲載している事項です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2023年 8月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社ホームページにて掲載  　https://www.sejuku.net/corp/dx  　DX戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　#侍テラコヤの拡大  ・弊社のITの教育プラットフォームである「侍テラコヤ」をひとりでも多くの方に使っていただくために、開発力を強化し、AIも積極的に取り入れてより良いサービスへと進化させていきます。  ・利用顧客の質問への回答において、一次回答にLLM（Large Language Model：大規模言語モデル）の生成AIツールChatGPTのAPIを活用することで、回答時間を大幅に短縮しつつ、これまで人が対応していたことでかかっていた回答の工数も大幅に削減していきます。  #デジタルツールやデータの活用  ・既に活用を進めているクラウドサービスのSalesforceによる業務データの一元管理を更に進め、マーケティングオートメーションツールや自社システムなどの周辺システムとの連携を強化します。それにより、人力では不可能なマーケティング、セールス、カスタマーサクセス業務の自動化を行い、より多くのトランザクションデータを分析可能なデータ基盤を構築してまいります。  ・データ活用としては自社開発のラーニングマネジメントシステムに蓄積された学習データと生成AIを活用することで、顧客の学習ニーズに合わせた学習カリキュラムの自動生成等を行います。また、学習効果を最大化させるために強化すべき学習項目の自動提案なども行い、顧客の学習完了率の向上を図ります。  #デジタル人材育成  ・ITの教育を提供している事業者として、社内のIT教育についても、一層力を入れてまいります。  ・今後は全社員がIT/DXスキルを習得するために、専門のEラーニングシステムを導入することで、継続的なIT学習の社内体制を構築します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会で承認された方針に基づき作成された内容として自社ホームページに掲載している事項です。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | ①　使用しているクラウドシステムを最大限活用するために、システム管理のプロフェッショナルを採用し、スキルトランスファーする形で、社内のデジタル人材育成を行い、各部署ごとにIT課題を自ら解決していけるような体制構築を実施しております。  また、人事部とともに、日頃から法人様向けに教育を提供している社員が共創する形で、より最適なIT教育設計を模索し、デジタルリテラシーの底上げを行いながら、全社員一丸となってデジタル活用を進めてまいります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　DX戦略実現に向けた環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　フルリモートでの稼働を実現している弊社は、リモート下でも最大の成果が出せるように、クラウドシステムを積極的に活用し、業務データを完全にオンラインシフトしております。  また、最先端のテクノロジーやアイデアの動向を注視するとともに、それに追従するため、エンジニアリソースを投下した研究や全社員参加型でのデジタル活用事例共有会なども実施しており、企業としてのデジタル活用を促進しつつ、より良いナレッジを社内外に発信してまいります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2023年 8月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社ホームページにて掲載  　https://www.sejuku.net/corp/dx  　DX戦略の達成指標 | | 記載内容抜粋 | ①　#侍テラコヤの拡大についての目標指標  - 利用ユーザー数を目標指標として設定  - 質問回答工数削減率を目標指標として設定  #デジタルツールやデータの活用についての目標指標  - 顧客の学習完了率を目標指標として設定  - 学習カリキュラム作成工数削減率を目標指標として設定  #デジタル人材育成についての目標指標  - IT学習のEラーニングシステム導入・学習開始を目標として設定 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年 8月15日 | | 発信方法 | ①　DXへの取り組み  　自社ホームページにて掲載  　https://www.sejuku.net/corp/dx  　DX推進に向けた背景とビジョン | | 発信内容 | ①　『日本は、生産年齢人口の減少が続き、労働生産性についても年々他国に追い抜かれており、労働力や競争力の低下に危機感を覚えずにはいられない状況になっております。  この現状を打破するためにも、デジタル技術などのテクノロジーの活用は、すべての企業において必須事項になってきているにも関わらず、IT人材の需給ギャップも広がるばかりで、国をあげてIT人材育成の強化が行われてはおりますが、個人および企業のデジタル活用力の格差は広がり続けているのが実情です。  「質の高いIT教育を、すべての人に」というミッションをかかげている弊社は、自社の社員へのIT教育も継続的に行ってきており、早期からフルリモートでの稼働も実現し、デジタル技術を最大限活用してまいりました。  前述した日本が抱える問題に対して、SAMURAIだからこそできることを模索し続け、すべての人がテクノロジーを活用し、未来を切り拓ける世界を実現するために、弊社自身も更なるDXを実現して、ひとりでも多くの方に質の高いIT教育を提供してまいります。  代表取締役　羽田 吾立』  というメッセージを発信しています。  また、今後の戦略の推進状況についてもホームページを通じて情報発信を行っていきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。